

三歯会報 H23. 8. 9 月号「医療管理(機械等を取得した場合の特別償却税額控除)」 記事内容について (お詫びと訂正)

三歯会報 (平成 23 年 8・9 月号) に掲載の医療管理記事 (P. 40) につきまして、「機械等を取得した場合の特別償却・税額控除」の対象に“**歯科用ユニット**”が適用されると記載しましたが、“**歯科用ユニット**”は、財務省令「減価償却資産の耐用年数表」で器具備品と定められている事から、特定の機械装置 (1 台当たり 160 万円以上) に該当せず、特別償却・税額控除ができないことが判明致しましたので、お詫びして訂正申し上げます。

三齒発第 号
平成 23 年 9 月 21 日

会 員 各 位

社団法人 三重県歯科医師会
会 長 峰 正 博

三齒会報 H23.8.9 月号の税務 Q&A 記事内容について
(お詫びと訂正)

平素より本会会務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三齒会報 H23.8.9 月号に掲載させて頂きました、税務 Q&A (P.40) につきまして「機械等を取得した場合の特別償却・税額控除」の対象に“歯科用ユニット”が適用されると記載しましたが、“歯科用ユニット”は器具備品に該当しますので、特定の機械装置(1台あたり160万円以上)に該当しません。

従いまして、“歯科用ユニット”は特別償却・税額控除ができませんので、ご理解戴きますようお願い致します。

その理由として、“歯科用ユニット”は、財務省令「減価償却資産の耐用年数表」で器具備品と定められている事から、機械装置ではないという事になります。

なお、1台・1組・1式の取得価額が120万円以上の事務処理の能率化等に資する一定の器具・備品につきましては、記載の通り「機械等を取得した場合の特別償却・税額控除」の対象になります。

上記内容につきまして、お詫びして訂正申し上げます。